

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）及び大洗研究所廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請に係るヒアリング

2. 日時：令和5年12月22日（金）13時30分～14時56分

3. 場所：原子力規制庁10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

伊藤主任安全審査官、島村主任安全審査官、小舞管理官補佐、
澁谷安全審査専門職、中澤安全審査官

原子力規制部 原子力規制企画課 火災対策室

齋藤室長、高橋係長、田邊係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 バックエンド技術部 次長 他5名

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所

技術主席

環境技術開発センター 環境保全部 次長 他3名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課

主査 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1 「放射性廃棄物処理場における設計及び工事の計画の認可申請（その9）」【第3回審査会合】（第10編 消火設備等の設置のみ抜粋）
（1／2）（処理場－237－1）

資料2 「放射性廃棄物処理場における設計及び工事の計画の認可申請（その9）」【第3回審査会合】（第10編 消火設備等の設置のみ抜粋）
（2／2）（処理場－237－1）

資料 3 新規制基準に係る廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の認可申請概要

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	規制庁仲川です。それでは本日は、原価研の放射性廃棄物処理場等、大洗研究所廃棄物管理施設の火災対策について、ヒアリングを行いたいと思います。それではまず初めに、元算の放射性廃棄物処理場から、
0:00:22	負債対策の概要について説明をよろしく願います。
0:00:28	はいこちら原価検証以上のヨコボリです。本日はよろしく願います。それは画面の方を共有させていただきますので、お待ちください。
0:00:42	それでは大津廃棄物処理場における説明今日ですね、火災防護を第10編になりますけれども、消火設備等の設置に関する部分ということで抜粋した資料をお送りしております。
0:00:56	こちらの第3回の審査会合をご説明した資料から、そこでいただいたコメントを踏まえまして、見直したものになっておりますので、こちらの資料でご説明させていただきます。
0:01:08	まずめくっていただきまして、3ページが基本方針となっておりますけれども、
0:01:15	こちらは許可の記載、大きさ、マウスしているというものですので、詳細ちょっと割愛をさせていただきます、4ページから処理場として整理をした考え方をまず説明をさせていただきます。
0:01:29	まず4ページにですね、安全機能の重要度に応じた火災防護に係る整理ということで、防護対象設備に対して全体的に一覧として整理をさせていただいたものをおつけしております。
0:01:42	こちらまず一番上のところで二重丸と丸と三角ですけれども、ニジュウマルについては、発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準ですね。
0:01:54	こちらの要求に対して必要な三方策を組み合わせで対応するという基本とする施設でございます。
0:02:01	それからマルが障防法建築基準法等に基づく、設備等で対応することを基本とすると。
0:02:07	言ったもの、それから三角が、保安規定または下部規定に定める。
0:02:12	運用対応ですねこちらで対応することを基本とする施設ということで、大きくこの三つに分類をして整理をしてございます。
0:02:21	表ですけども、安全機能の重要度分類で整理をかけている中でPS2E処理場についてはPS2の施設がこちら記載の4施設ございます。固体廃棄物処理設備ポツに載せる。
0:02:36	エアシールのみですけども、セル自体、それから保管廃棄施設のN2、それから特定廃棄物の保管廃棄施設と、処理廃棄物収納するというこの四つ、こちらがですね、PS2の、なっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:51	これらの対応の整理としては二重丸で整理をかけるということでしております。後程このクラス2の丘基本的な考え方は、詳細で説明させていただきます。
0:03:02	次にですね、
0:03:05	Ts3 クラス3の施設になりますけども、Ts3については基本同じような記載で整理をかけておりますけども。
0:03:11	以下の設計運用対応も一部記載しておりますけども。
0:03:16	やはり火災によって安全機能が影響を受けることはないということで、まず当該安全施設については不燃性材料をで構成しまして、
0:03:24	耐火併記等で区画した火災区域に設置をするというものでございます。また当該火災区域には、火災区域全域をカバーすることができる感知器を配置するものでございます。
0:03:36	さらに万が一ですね火災が発生した場合であっても、放射線の影響等により消火活動が困難となるエリアというのはここにはございませんので、建屋内に設置しております移動式の消火器や、
0:03:50	消火栓により速やかに消火活動を実施するものでございます。
0:03:54	なおですね、運用としては火災区域には可燃物の持ち込みを最小限にするとともに、金属製キャビネットをまたは金属製の容器ですね、に収納するか、不燃性のシートを
0:04:07	隙間なく覆い管理するということこれらについては保安規定や下部規程で定めて、しっかり運用管理をしていくといったものでございます。
0:04:16	そのですね2施設が設置してある火災区域の感知器の数と、消火にかかる消火器消火栓の数量、そういったものもこちら一覧に一応記載をしたものでございます。
0:04:31	次にその下の排水貯留ポンドをですけども、こちらの屋外の今度でございまして希釈処理をして海洋放出する、もう本当に前段階、基本濃度限度以下になっているような貯槽。
0:04:43	ですけどもこちら屋外の開放型の貯槽ということで、材料は不燃性の材料鉄筋コンクリート造、等で構成をしたものでございます。液体廃棄物を開放する前に希釈処理するためのものということで、
0:04:57	先ほどご説明した通りの施設ということで火災のリスクは極めて小さく、万が一発生したとしても安全機能自体が影響を受けることはないといった説となっております。
0:05:09	次のページに行きまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:12	こちら引き続きPSですけども各建屋に設ける貯槽類ですけどもこちらは先ほどご説明した説明と同様でございますすべてマルで整理をした施設になってございます。
0:05:24	続いて次のページになりますけれども、こちらが処理設備関係になりますけれども、こちらです基本は同様の記載と考え方で整理をかけております。この焼却処理設備というものがございましてこういった焼却処理設備のように、
0:05:40	高温の設備ですね、一部、そういった部分については下にですね、今、先ほどご説明したものに加えまして、高温の排ガスと接する機器には耐火物を内部に施工するとかですね。
0:05:52	あと温度によるインターロック等を設置するというので、こういった部分も一応この一覧には追記をして整理をかけております。
0:06:01	それから固体廃棄物一番下のですね、処理設備ポーツ2の整理を除く部分ですけども、こちらについては、安全機能の重要度分類としてはクラス3の設備でございましてけれども、基本的にセル内に設置しているということで、
0:06:18	一応0で整理しておりますけれども基本的にはここは、
0:06:21	クラス2のをですねせる、2に準じた対応になるかと思っております。
0:06:27	次のページになりますけれどもこちら、解体遺失や、減容処理棟にある処理設備関係ですね、こちら記載は同様になってございます。
0:06:39	次のページ8ページに保管廃棄施設LとM1とNLとありますけど、こちらが三角で整理をしている設備になってございます。
0:06:50	こちらにつきましては、まず安全施設、不燃性材料鉄筋コンクリート造で、等で構成しているものでございます。ただし、屋外の地下ピット式の設備ということで、
0:07:04	構造上、それから、環境も含めてですね、感知器の設置が困難でございますので、代替として以下の対応を徹底することで、火災発生リスク低減を図るということで、
0:07:15	キット内に波源を設けないですとか、あとは危険物ですとか発火性の物質を保管廃棄する廃棄物から除去する。それから、廃棄物保管廃棄するものは金属製の容器またはコンクリート容器に封入する。
0:07:29	それから収納できないような大型の可燃性の廃棄物は船シートで覆う。また万が一の火災に備えまして、
0:07:38	作業中については付近に消火器をしっかり配置をしてですね作業を行うと、そういった対応を保安規定または下部規定にしっかり定めて、これらの施設については、
0:07:49	運用をしっかり担保していくといったことで整理をしてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:54	それ以外の保管廃棄施設は建屋式のものは先ほどご説明したものと同様に対応するということとしてございます。
0:08:03	次のページになりますけれども、こちら以降がですね処理前、発生廃棄物保管場所関係ですねこちらも建屋内に設けるものでございまして、同様の対応で丸で整理をかけております。
0:08:17	それから次のページが発生廃棄物保管場所こちらも同様に、丸で整理をしたものでございます。
0:08:25	続きまして次のページですね、この整備当社最終ページ 11 ページになりますけれども、こちらがですね、まずMS、3 の設備になって圧力逃し機構というものがございまして。
0:08:37	こちらは処理設備、設けている設備の一部ということでございまして、安全機能への影響は同様ということで、記載は省略しておりますけれども先ほどご説明したものと対応になります。
0:08:50	それから関谷排水工等につきましても、構造は不燃性材料で構成しております構造上ですね、この石とかが火災により影響を受けるということはないということで記載をしております。
0:09:03	建屋も同様に構造を示した上で、
0:09:07	し記載をしております。
0:09:09	それから排気設備、いいですねこちらにつきましても、建屋の関係を行うための設備ということで万が一排気設備が火災によって停止したとしてもですね。
0:09:19	背景のダンパーが閉となって閉じ込め機能が確保されるということもございまして安全機能が影響を受けることはないものでございます。
0:09:27	処理場につきましてはこれまででもご説明している通り、する排風機以外はですね、デイリー運転が基本でございまして、通常もですね、夜間休日等は停止をしているような設備でございます。
0:09:41	サイトウにつきましては奥川にあるものということ、材料不燃性のもので構成しております、影響なしということで整理をかけたものでございます。
0:09:51	また安全機能として閉じ込めではないんですけども事故時のプラント状態の把握とか緊急時対策所重要なものということで、こちらの設備、記載をしておりますけれども。
0:10:01	こちらは直接的に閉じ込め機能等の確保に関わるものではなく、万が一ですね、この安全施設自体が火災により影響を受けたとしても、施設と閉じ込め機能が影響を受けることはないということ。それから、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:15	事故時の対応としては代替措置で対応が可能ということで、サーベイメーターで代わりに測定をすることができますし、通信連絡も、いろんな手段がございますので、
0:10:25	携帯電話や無線なども使って代替することが可能となっております。それから消火系につきましては、消火器建屋内に複数設置しておりますので、
0:10:36	いざ火災が発生したとなれば、それぞれのところから持ち寄ってですね、対策、対応することが可能となっております。それから避難経路も複数ルートを確保しておりますし、
0:10:46	非常用照明もですね、複数ございます。また会長殿等々も用意して、対応が可能ということで整理をかけたものでございます。
0:10:55	これらがですね、まず、全体の整理、となります。続きまして 12 ページになりますけども、ここからがですね安全機能の重要度クラスにですね分類クラス 2 の基本的な考え方ということで、
0:11:08	まず第 2 廃棄物処理棟のセルについてご説明させていただきます。
0:11:12	まず前提としましては、プラスになるのはこのセルの部分のみとなっております。建屋自体はクラス 3 となっております。それからセルの外、隣接エリアも含めてで、
0:11:25	火災が発生した場合であってもですね、セルは 1 メーターを超えるような堅牢な外郭根底金コンクリート造であって、そこで火災があってもですねセル自体の閉じ込めを喪失する恐れはないというものでございます。
0:11:38	パターンセルの内部負圧にするための排風機で火災が発生した場合であっても、基本 2 台設置をしておりますので予備機に自動で切り替わるということで、閉じ込め機能の喪失する恐れはないというものでございます。
0:11:51	ケーブル火災等で万が一ですね、予備機も含めてシール排風機が停止した場合であっても、
0:11:57	セル自体の遮へい扉 Hatch 今漏えいしがたい構造に加えて、
0:12:03	代表が必要なとき以外は常時目張り等も実施をしております。また排風機止まるとですね、セルの背景のダンパーも閉止となりますので、こちら閉じ込め機能安全機能としては影響を及ぼす恐れはないというものでございます。
0:12:17	以上のことからですね、この 9 月にセルに対する火災防護の基本的な考え方の対象としましては、このセルの内部で発生する火災に対するものとして整理をかけてございます。
0:12:30	次に 13 ページ以降に、水発生防止の考え方として、まず
0:12:38	発電炉関係のですね審査基準の要求に対する対応ということで整理をかけたものでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:46	また発生防止については、発火性または引火性物質を内包する設備、に関する部分と、それから真ん中が安全機能を有するいわゆる安全施設に対する要求、それから、
0:12:57	落雷地震等に対する要求ということで、
0:13:00	三つございます。一番左側の発火性または引火性物質ということで、セルの中につきましては、コンバート等の機器が若干ありましてそれを潤滑に使用するグリスがありますけども、機器のグリスということで、ごく少量。
0:13:17	ということで漏えいは漏えいしたものがですね、拡大するリスクが極めて小さいものでございます。またセル内に可燃物自体が置いてもございませんので、
0:13:28	万が一ですね引火性土質等を起因とする火災が発生したとしても、延焼の可能性はなく、セル内に設ける、水噴霧消火設備で十分消火が可能というふうに考えております。
0:13:41	安全施設につきまして、要求事項がですけども、主要な構造は不燃性材料ということでもうこちらは鉄筋コンクリート造で主不衛生材料使用しております。それからセルの内部には絶縁イトウを内包するような変圧器遮断機そういったものはございませんので、
0:13:57	ここはちょっと該当なしと整理しております。
0:14:00	またケーブルですけども、基本的にセルの排風機ですね、こちらの動力ケーブル、これは難燃性のケーブルを使用するというのでJIS規格に基づくケーブルで今回更新も考えておりますけども、
0:14:13	そういったもので対応するというので難燃性のケーブルをしようとしてございます。
0:14:19	また神吉飯野フィルターですけどもこちらはガラス繊維等の不燃性材料を使用したものでございます。それからそれ以外にホンザイ等そういったものはございませんので該当なしと整理しております。
0:14:31	またセルの中に内装材としては、一部、サスのライニングなどしておりますけども不燃性の材料を使用したものでございます。一番右側の落雷地震については、
0:14:42	建屋に、平井設備ということで第2廃棄物処理棟には避雷設備を設置してございます。
0:14:47	また地盤につきましても十分な支持性能を持つ地盤であることを確認をしているというものでございます。
0:14:55	次に、14ページになりますけども、続いて感知消火のところのうち感知についてのところでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:03	まず一番左側ですけども、安全施設に対しては異なる感知方式の感知器を設けると、あと消防法の施行規則に従って設置するというようなことがございます。ここにつきましては、
0:15:15	従来説明させていただいてる通りする前はですね、高線量または高濃度の放射性物を取り扱うということで、
0:15:22	こちらの消防法施行規則にもございます。感知器の機能にどうしても放射線の影響によってですね、支障を及ぼす恐れがある場所にちょっと該当しますので、
0:15:33	感知器の設置としては今除外というかですね設置をしてない状況を設置することができない施設になってございます。ですので以下の対策により、火災リスク低減を図るとともに、
0:15:43	確実に火災を感知するというので、まず作業時以外は、原動機等ですね電源はすべて遮断をしている状態としてございます。
0:15:53	またセルの中に入れる廃棄物については金属製の容器に収納すると。
0:15:58	いうことを徹底してございます。
0:16:00	2冊さらに、作業時に電源は投入したりしますけれども、作業時は遮へい窓から作業員が常時監視をすることで、早期に万が一火災が発生しても感知することができるというものでございます。
0:16:13	それから真ん中の地震等の自然現象につきまして凍結防止だったり風水害に対する部分は、こちら感知駅の設置が今のセルにはないので、こちらは該当なしと整理しております。
0:16:26	また消火設備の破損、誤操作後、誤動作関係ですね、そういったところにつきましても、感知器と連動するスプリンクラーの放水については感知器自体がちょっとございませんで、連動するような機器がないということで該当なしと整理しております。
0:16:43	次に 15 ページになりますけれども、15 ページの方で、安全施設につきましては二次的影響を安全機能及ぼさない、悪影響を及ぼさないよう設置ということで、
0:16:55	セルの外から操作ができる水噴霧消火設備というものを設置しているというものでございます。
0:17:01	これについて 2 時間の放水ですけども、こちら貯槽の容量が 140 立米でございます。これノズルの噴霧量ではございませんけども、
0:17:11	補降水量としてこのポンプの性能ですけども、2 時間、放水したとしてもですね 96 立米ということで、
0:17:20	十分に時間が 140 立米あれば十分ということで確保してございます。また消火栓すべての火災区域の対象というこちらはですね、一応消火栓ですけども 25 メートルということで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:34	対応可能となっております。あと移動式の消火設備ということで、建屋にABCの粉末消火器を配備してございます。
0:17:41	それから外部電源喪失時の対応をということで、ディーゼル発電機の方から、この水噴霧消火設備のポンプには給電できるような設計となっております。また故障警報をですね、中央警備数にとありますけども、こちらの、
0:17:57	我々中部中央警備室というよりは間瀬津川のところになりますけども、故障が発生した場合にはですね、コールド機械室の盤に異常表示ということで、このコールド控え室の隣が、
0:18:09	作業員の控え室となっておりますので常時いただいてそこに人がおりますので、そういったところに表示をしてお知らせが可能というものでございます。
0:18:18	それから手動を操作の固定式の消火設備ということでこちらは水噴霧消火設備をセルには設置をしているものでございます。
0:18:26	私自然現象につきましても、基本的にポンプ、それから長層を、そういった操作機器も含めて屋内に配置してございますので、
0:18:36	凍結や風水害の影響はないと考えております。
0:18:40	また消火配管地震時における地盤変位、対策ということで、こちらは同一の建屋内に敷設しているものということで、地盤変位は一律にこうへ下がるような、
0:18:52	ことが考えられますので、その考慮は不要というふうに整理をしております。消火設備のまた誤操作関係のところですけども、菅地域の連動式のスプリンクラーはなく終了のお水噴霧ということでこちらは該当なしとしております。
0:19:09	また消火栓からの放水による影響ですけどもこちら整備自体、県道長井加来でありますので、放水を受けても何ら影響を受けることはないというものでございます。
0:19:21	あと原子炉のスプレイ水関係ですけども、こちら原子炉がございませんので、該当なしということで整理をしております。
0:19:30	続きまして16ページになりますけれども、引き続き今度消火のところの2分の2ということで、消火用水の供給を優先する設計ということでこちらは水源となる貯槽については、ユリティ系統をろ過水ですねと共用してございますけれども、一定量の水位低下までしますと、
0:19:52	部課水のポンプ自体は自動で停止しまして、消火用の供給を優先する設計となっております。
0:19:59	それから消火水の管理区域外の流出防止ということでこちらの世代には立ち上がりの部分が入り口には必ずありますので、セル内にとどまるというものでございます。
0:20:09	それから消火活動に必要な照明器具の配備ということで、こちらは管理区域の入り口のところに、異常時用の照明器具を配備しておるというものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:19	以上が感知消火についてでございます。最後 17 ページに影響軽減のところがございます。
0:20:25	影響軽減のところにつきましては 3 時間以上の耐火能力を有する耐火平均により分離ということで、セル自体は厚さ 1000 ミリ以上の鉄筋コンクリート製の構造ということで、
0:20:38	3 時間以上の耐火能力を十分有しているものとなっております。それから系統ケーブルの系統分離につきましては、原子炉の高温停止や低温停止に係る、そういった防護対象のケーブルはございませんけれども、こちらセルの排風機の動力ケーブルについては簡易な系統分離を実施すると。
0:20:57	いうものでございます。こちらの脚注に記載させていただきましたけれども、内部火災の影響評価ガイドに基づくような系統分離ではございませんけれども、
0:21:08	こちらの万が一火災が発生したとしてもですね、先ほどご説明した通り、排風機が止まったとしてもですね、閉じ込めに影響がなく、
0:21:18	周辺交渉にも影響を与える恐れはございません。
0:21:22	それから、換気設備につきましてはですねこちら換気設備は独立しておりまして、他の火災区域で火災が発生してもですね、それが影響を受ける恐れはないということでそういう時にはセルの関係は重要。
0:21:37	提出することもできますので、そういったことでダンパが閉止になる、ますので、影響を受けることはないというものでございます。
0:21:45	それから電気ケーブルとか引火性の液体が密集する、そういったところに肺炎設備ということですけどもそういった区域自体は処理場の中ではございませんので該当なしとしております。
0:21:58	それから通常運転員が常駐する駐在するですね火災区域に肺炎設備を設置することで、通常ですね運転員が渋滞する、在住するところは火災区域ではございませんので、そういったところはないというものでございます。
0:22:13	それから必要に応じて廃棄を停止できるということでこちらは入試配信排気の停止は可能でございます。また油タンク等はセルにないのでこちら該当なしというような形で、
0:22:25	D案、審査基準に基づいてですね、クラス 2 のものは、整理をして対応できる部分ということでそういった設計をしっかりとっていくというものでございます。
0:22:37	続きまして次のページ 18 ページに、今度 9 月にもですね、屋外の保管廃棄施設についてご説明させていただきます。
0:22:46	こちらにつきましてはこの写真と図面平面図で見ていただく通り地下ピット式のもの、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:53	比率は左側MDと照射試料用アンケーですね。それから一番右の印パイルループは、鉄筋コンクリート造、中に須永充填されているような横穴式の、
0:23:05	保管廃棄施設ということで、こういった構造のものになってございます。
0:23:11	こちらの設備の前提としましては下に記載の通りですね廃棄コーナーに波源はございません。
0:23:17	また消防法に定める危険物とか発火性のものは除去したもので、いう形で保管廃棄はすでにして及びと、それから金属製容器にも収納したもので保管廃棄することでこのように現状なっております。
0:23:29	また
0:23:30	写真で真ん中と一番右側ですね、特定廃棄物の保管廃棄施設、こちらにつきましては、新たな保管体の保管廃棄は今後も行わないということでこちらはもう運用上そういうふうに定めてですね、管理をしているものでございます。
0:23:47	これらにつきましてはまた発生防止等の観点で、1 から審査基準の要求に合わせてということで、
0:23:55	こちらについては、当然先ほどのご説明で発火性引火性の物質を内包するものはないというもの。それから、安全機能に関しまして、構造はですね鉄筋コンクリート造、で構成の負担を付けているという不燃性材料を使用しておりますが、
0:24:10	以下その他の部分については保管廃棄のところで該当なしとなっております。
0:24:16	それから平井設備につきましても、先ほどの印パイルループでもですね、高さ的には約3メートルぐらいの高さの構築物になってございまして、
0:24:26	避雷設備自体の設置は不要ということで整理しております。地盤については十分支持性能を持つ地盤であることを確認しているというものでございます。
0:24:36	続いて20 ページが感知消火の感知ですけども、こちらもですね。
0:24:42	屋外の環境でありまして、かつですね構造上先ほど写真で見ていただいた図面で見ていただいた通り、感知器の設置というのはちょっと困難ということで、
0:24:53	感知器はつけてない状態でございます。その下は先ほどご説明した運用としてしっかり対応を完了していくといったものでございます。その他自然現象関係とか誤操作に係るそういう設備機器自体がございませんので、対象外として、該当なしで整理しております。
0:25:10	続いて21 ページになります。21 ページもですね、こちら消火に関しては、作業中にしっかり消火器を配備して作業すると。
0:25:22	ということ以外はですね、機器設備機器関係として何か対応するということはちょっと困難な状況でございますので、
0:25:29	そこはこのような記載の通りでございますまたアノン電源を使用するものとかもございませんので、該当なしというような整理となっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:40	それから自然現象関係もですね先ほどのご説明の通り常設のそういった消火設備関係とかですね、ございませんので、該当なしというふうに整理をしてございます。誤操作関係も同様でございます。
0:25:54	続きまして 22 ページに行きまして消火の 2 分の 2 でございます。こちらですね、基本は粉末消火器で対応自体をしますので、該当なしとしてございますが、
0:26:07	照明については、作業員が常駐する建屋にですね、異常時用の照明を配備しております。
0:26:13	続きまして 23 ページですけれども影響軽減ということで、こちらについてこの要求に対する部分に関しては、
0:26:21	該当するものがございませんので、こちらはすべて該当なしという形で整理をしてございます。
0:26:28	以上このような形で審査基準に基づく 9 月のものですね、整理をしているものでございます。続いて 24 ページに今までの考えをまとめた考え方のまとめということで、整理をしたものをご説明いたします。
0:26:45	まずクラス 3 の考え方というところに関しましては、こちら記載の通りですね、安全系の倉沢の安全施設は、主要な系統の材料を不燃性材料で構成し、
0:26:56	耐火併記等で区画した火災区域に設置をするというもの。それから、
0:27:01	火災区域全域をカバーすることができる、環境等も配慮し、考慮しまして感知器を必要数を配置するというものでございます。それから万が一の火災が発生した場合であっても、
0:27:13	いろんな影響で消火活動が困難となるエリアはございませんので、建屋内に設置をしている移動式の消火器や消火栓で消火活動を実施するというものでございます。
0:27:25	運用については先ほどご説明した通りで、しっかり保安規定等に定めて管理をしていくというもので、以上のことからですね、クラス 3 の安全施設における防護対象。
0:27:35	火災防護については、消防法等を建築基準法等に基づく設備等に対応することを基本とするという整理をしてございます。
0:27:45	またその他の屋外の保管廃棄施設につきましても、外郭の不燃性材料で構成するというのがございますけども、工場や環境上ですね、感知器の設置がちょっと困難ということでございますので第代替として、しっかりこの運用ここに記載の運用を徹底していくことで火災の発生リスク軽減を図っていくと。
0:28:04	いうもので、これらについては、運用対応を基本とするという整理としてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:11	次に 25 ページに今度 9 月にですね、の基本的な考え方ということでこちらはですねまずクラス 2 の安全施設ませるですけども。
0:28:22	それについては不燃性材料で厚さは 1000 ミリ以上の大火引き等で区画した火災区域に設置すると、それからこちら先ほどご説明の通りですね線量の影響等で、感知器の機能に支障を及ぼす恐れがある場所に該当しますので、
0:28:38	先ほど申し上げた電源遮断であるとか金属製の容器に封入する、また作業時は常時監視をすることで、火災感知機能の代替をすることで対応したいと考えております。また万が一の火災については、
0:28:51	手動操作式の水噴霧消火設備を設けて消火する。
0:28:55	それから、外部電源への影響を受けないようにディーゼル発電機からこのポンプについては給電できる系統を設けるといこととともに、
0:29:04	風水害の影響等を受けないように屋内にすべて配置をするというものでございます。また水源についても十分な量を確保するとともに、
0:29:12	消火用水の供給を優先する、そういった設計とするというものでございます。
0:29:18	また影響軽減対策としまして 3 時間以上の耐火能力を有するもので分離をするですとか、千賀排風機で万が一火災が発生した場合にも排気を停止できるように、セルとは別の火災区域に排風機を配置しているものでございます。
0:29:37	また黒坂排風機については簡易になりますけども系統分離を行うということでございます。まだ先ほどご説明した通りセル排風機が停止したとしてもですね。
0:29:49	ダンパーが閉止となりますので、影響を与える恐れはないというものでございます。以上のことからですね、クラス 2 の施設、セルについては、
0:29:58	この審査基準の要求に対して必要な三方策を組み合わせることを基本ということに整理をしてございます。
0:30:04	続いて 26 ページが今度、保管廃棄施設の方をですけども、こちらは先ほどご説明の通り外郭は不燃性材料で構成するというもの。
0:30:14	それから感知器の設置は困難ということで先ほどご説明した運用による対策をしっかりと確実に講じていくと。
0:30:22	いうこと。それから特定廃棄物の保管廃棄施設については、新たな保管体は保管廃棄しないということになっておりますので、そういった形でリスク低減等も含めて図っているということで、
0:30:34	9 月新野大岡発揮施設についてはですね、基本的にはもう運用対応で、しっかり管理をしていくということを基本とするということで整理をしたものでございます。
0:30:47	以上がですね前回ご説明したものに、コメントいただいた部分を踏まえて修正した箇所になってございます。以降 27 ページ以降はですねちょっと詳細は割愛しますがですけども許可段階で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:01	ご説明した既設設備の火災防護についての対応状況ということで、材料をですね、のことですか、
0:31:11	それから次の 29 ページには、高温とガスと節水、
0:31:16	そうですね香港が阻止するようなものには耐火物を施工するであるとか、
0:31:21	30 ページがケーブルの材質ということで、こちらセルの排風機、EについてはJIS規格のものを使用すると。
0:31:29	いった部分であったり、それからですね 31 ページにつきましては、火災区域内の可燃性の油やパネルガスに対する、オイルシールであったり、の漏えい防止拡大防止の話であったり、
0:31:46	ガスですね漏えい検知器関係のお話、ですとかそういったものを整理したものこちら許可段階の説明と同様でございます。
0:31:55	それから 32 ページが処理プロセスということで、こちら高温の処理を行うような施設については、こういった温度のインターロックを設けると。
0:32:06	そういったものになってございます。また 33 ページには排気設備や元気設備等ですね火災の発生防止ということで、
0:32:16	避雷設備の話であったり、保護継電器の話であったり、そういったところを、を記載したものでございます。
0:32:25	次に 34 ページが火災区域内の資材の管理ということが主に運用のところをメインとして書いてございますけども、こちら運用については先ほどご説明した通り等で詳細は、
0:32:36	割愛させていただきます。辻 35 ページの保管廃棄施設についてもですね、
0:32:45	ということでちょっとすいません画面の方がですね、ぼやけてしまっていて申し訳ありませんちょっとこちらの、
0:32:52	PCの影響かもしれませんちょっと申し訳ありません。お送りしている資料をご確認いただきながらですね。
0:33:00	説明の方はすいません続けさせていただきます。
0:33:07	PEEKとして、
0:33:12	すいません画面教育を停止しますけども、説明の方は続けさせていただきます。35 ページ、について保管廃棄施設関係の廃棄物の管理ということで、この写真の通りですね、こういった構成の容器であったりコンクリートブロック体に、
0:33:26	収納してですね、保管廃棄しているものでございます。
0:33:32	それから 36 ページが換地以降が感知及び消火の話になりますけども、こちらについても感知器の設置であったり、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:43	先ほど申し上げた第2 廃棄物処理棟のセルについては、感知器がちょっとも設けられないというようなところもありますので、常時監視をするようなことも含めて記載をさせていただいております。
0:33:56	それでは37 ページが消火設備関係ということで、こちらですね、水噴霧の説明とかですね、先ほどご説明したところ、それから設備その4 で認可いただいておりますけどもセル排風機自体には、
0:34:10	自動消火設備ということでガスですね、消火設備を設けていたりということで記載をさせていただきます。それから38 ページについては所消防法に基づくところで、等価時間の話であるとか、
0:34:26	それから消火器、消火栓、処理の自然消火の、自然に沈静化するとかですね、そういったところも含めた対応を記載をしたものでございます。
0:34:37	それから39 ページにつきましては、主な消火栓の
0:34:43	容量の話とかですね、水源の話とか、
0:34:47	そういったところを整理して記載をしたものでございます。
0:34:51	40 ページにつきましても
0:34:54	同じく消火設備関係ですね水源の話、こちらの消火系等を進めます。サービスユーザーTDK、共用してる施設については、
0:35:04	焼却設備消火水を優先することができるかですね、そういったところを整理をしたもので記載をさせていただきます。それから41 ページが屋外の保管廃棄施設についての
0:35:19	ところはこれは先ほどご説明した通りでございます。
0:35:23	感知器の消化とかなかなか設置が難しい部分ですので基本運用でしっかり管理をしていくというものでございます。
0:35:31	から42 ページが玄奘も含めて全体としての火災防護のですね、体制ということで、
0:35:39	24 時間体制の自衛消防隊を組織していたりとか、そういった我々のほぼ活動をですね防護活動の体制等も含めて記載をしたものでございます。
0:35:51	異常な感知消火で43 ページが影響軽減ということで、耐火壁画耐火扉の話、それから、防火ダンパであとその他ということで、計ブルーとか、そういった引火性の液体が密集するような火災区域がないですとか現状のところを、
0:36:10	整理して記載をしたものでございます。
0:36:15	はい。こちらの許可の時の整理、基本はベースにそのまま記載をさせていただいております同様な話を設工認の中でも、
0:36:23	添付書類の中に、3 方策として記載をしていこうと考えているものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:29	続きまして 44 ページ以降が、防護対象設備の火災防護に係る消火設備等の必要十分性ということで、こちらについては、各火災区域の床面積に対して、必要な数量の感知器を設置すると。
0:36:47	設置場所等の設置方法につきましては消防法に定める設置基準等を、
0:36:53	に基づいて設置をしているというものでございます。また換地機能を設置しているものの種類であったり、そういったところを記載をした形となっております。
0:37:07	次のページ以降にですね、図面とそれから火災に係る評価の整理のところの表をちょっと修正をさせていただき修正というか追記させていただきましたけども。
0:37:19	このうち上の表をガイドで特性表みたいなものを一覧にしたものですがけれども。
0:37:26	その床面積、火災区域の面積がございまして、それに対してですね。
0:37:32	それぞれ設置している感知器位の種類等を考慮して、必要な範囲面積で 1 番目コピー高覧にこの面積であれば、最初の配出し室であれば、煙感知器が 1 個をついていれば、全域カバーできると図面を見ていただければわかる通りそこは小さな。
0:37:52	いやですので、そこで感知ができるそういう中で、我々の現状としては、
0:37:58	感知器 4 個を設置をしてあるといったような形で、十分ですね消火活動対応が可能ということで感知もできると、同様にですね。
0:38:09	すべてこの図面で火災区域ごとにそれぞれの必要数と、実際に設置している感知器の数ということに記載をして、十分感知それから防護対象機器設備を、
0:38:24	防護する観点でも十分配置されているということを示した、ずっとですねこの表をすべての施設について
0:38:34	記載をさせていただいております。ちょっとこちらの 1 個 1 個説明すると長くなりますので、同様にですね、すべての施設について整理をしたものをお付けしております。
0:38:45	なので細かなちょっと施設ごとの説明は割愛させていただきます。
0:38:51	それはずっと説明して必要十分設けられていることを確認をしたものでございます。66 ページ以降がですね、実際の、
0:39:01	評価の話ですけどここ審査会合でご説明したものから、大きな変更はないんですけども、基本的に日、67 ページで火災の想定や火災区域の、
0:39:16	説明ですね、考え方というか説明をここで整理しております。それから一部ちょっと修正したところとしては 68 ページになりますけれども。
0:39:25	こちらでですね防護対象設備の特定のところ、先ほど冒頭で整理をした、二重丸、丸三角の整理で、閉じ込め機能を有するものが当然対象になるんですけどもその中で屋外の施設がそうじゃないか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:38	それぞれ安全機能のクラス 2 クラス 3 で考え方を整理して、防護対象にはすべて しますけれどもそれぞれ対応としては、この二重丸丸三角で整理をして対応して いくと。
0:39:52	というような形で一部修正をさせていただいております。
0:39:57	はいその他についてはですねちょっと今回の説明資料セイサカイ五条以降は、大 きな変更はございませんので説明の方は割愛させていただきます。すいません長 くなりましたけども、処理場の説明は以上となります。
0:40:17	規制庁仲田です。
0:40:18	ありがとうございます。それでは規制庁側から何かございますか。その前に確認さ せてもらっていいですか。はい。
0:40:29	別のサイトウなんですけど、いや 11 番僕わかんないのは、今まで何か審査会合 をすでにしてるんですか。この話については、一応ですね、松木最中ですけども話 は一度来ております。
0:40:45	いや、この場で、何だ。
0:40:49	今日で説明されている、二重丸とか丸とか三角とかっていう話については、これは もうすでに何か条件でもうすでにそれを認めてしまってるってことなんですかね。
0:41:02	いや、この二重丸、丸三角は、土師君、今日ご説明あったんや。初めて提起され たものを申し上げました。
0:41:19	藤社長即日タナベですけど、すいません私の方からちょっと。
0:41:27	申し上げさせていただきたいのか、当間さんから質問するのは、二重丸とかそうい う話で、安全重要度に基づいて今回分類され整理をされていて、
0:41:39	資料作成されたというふうに見たんですが、
0:41:44	私も火災対策室としてみて機械はですね、その上の建物がどういう建物で、あ の中に何があってどのような作業をして形という細かいことなんですかね。
0:41:56	そこで御嶽山書きを使うのかとか、とおろなるのかとか、危険物がどの程度あるの かとか、そういった使用状況とかですね。
0:42:07	あとは一番肝心はですね何を守って何を閉じ込めているのかっていう、そこなんで すが、ちょっとそれ層厚
0:42:16	で確認した上で、当間運動の皆さん工作ですね発生公費とか、感知消火影響軽 減、それぞれの対策を見ていくという、順番になっていくんですが。
0:42:29	今回この資料ですね見させていただいて、ちょっと今までこれまでの、
0:42:37	ちょっとヒアリングの火災対策参加してないのであれなんですけど、
0:42:41	敷地前回位のですね例えば配置数が今回申請対象となってるかっていうんですか そういったものを説明できるツールがあるのは全くなくてですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:54	正直言って全然わかりません。で、今、今説明いただいた内容基本的に実用炉を基準に準じて、例えば消火設備とかは監視種目が慣習的です。
0:43:09	そういったものを建屋ごとに考える必要があるものなんですけれども、そういった説明、ずっとされてきたけれども、それ以前の状態が理解できないということなので、まず申し上げたいのが資料構成とかですね見直し、今申し上げた内容の中、
0:43:29	充実から、実は、もう一度見直しいただきたいところになります。先ほどおっしゃってた、例えば感知器が使えないところっていうのもあるようですし、そういうところはですね、一応、
0:43:43	監視結果なんだつたらどのような代替策が講じられるのかとか、そういったことも聞かなければいけなくなってきますし、あと兄弟系統分離、もう、
0:43:55	されるということですけど何で検討分離しなければいけないのか、そういったことをですね判断する材料がちょっと今回全くないので、そういったところ、
0:44:06	ちょっと酌み取っていただいてですね資料の見直しからしていただきたいっていうのをこちらからのお願いであります。
0:44:13	で、それとは別にちょっと1点伺いたいんですけども、今回の資料のですね、
0:44:26	捕まってくださいね。
0:44:30	っす。
0:44:34	この設工認申請の概要というところに、算の名称が阿藤記載されていて、第1廃棄物処理棟第2廃棄物処理棟、第3廃棄物処理棟。
0:44:46	解体分別保管増減処理等とあるんですが、資料の後ろながらもですね、どこの部分ですとか形で、
0:44:59	防火所設備の火災等に係る消火設備等の必要十分性という、
0:45:06	ここにはですねこの過程のほかに、廃棄物保管棟一、二とか、固体廃棄物一時保管棟という建屋を記載されてるんですが、
0:45:17	そういうことは2ページ目に記載されている建屋はほぼ一部だけであってまだほかにもあるっていうそういう認識でよろしいでしょうか。お願いします。
0:45:29	ショウジョコボリです。申し訳ありませんこうはですね、縦としてちょっと整理してしまった部分がありますけども、保管、今おっしゃられた他廃棄施設の部分も対象としてございますので、すいませんこちらにはしっかりその部分を追記をしたいと思います。
0:45:47	パーです承知しました。
0:45:51	それで、
0:45:53	笠対策室長の齋藤ですけども、この話の中で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:01	一番よくわからないのは、図面、平面図の平面図と、あと、放射性物質の閉じ込め境界がどこにあるのかと。
0:46:12	いろんなものの関係が全く見えないので、そっから先の話聞いてもそれが妥当なのかどうかがよくわからないというのが一番よくわからない話です。守りたいのは、
0:46:25	放射性物質を閉じ込めるところは一体どこが境界になって、それを囲む火災区域とか火災区画とか、そういったものの考え方がどうなっているのか、まずそこを明らかにしていただきたい。
0:46:39	というのがまず1点目ですこれはご理解いただけますか。
0:46:45	はい。庄野木場です。はい、承知いたしました。その上でね、ここの29で言うと二重丸とか丸とか三角とか、
0:46:56	いうもの、この考え方が、どうしてこの考え方で成立できるのかという話については、その場所と合わせてどういう考え方だから、
0:47:08	二重丸になるのか、0になるのか三角になるのかっていうのはもうちょっと詳細にまず話を組み立ててもらわないとこの話が、一番最初に出てこなければ、
0:47:19	何を、
0:47:22	確認をして、したいのか審査会合で何を議論したいのかが全くピントがわからぼけてしまうので、そこをまずはっきりさせていただきたいんですけどもそれもよろしいですか今日でいうと、
0:47:32	68ページのところでフローチャートがついてますけれども、
0:47:37	これこれですかって話になった場合火災の影響を考慮して、分娩しなくてもいいんですかっていうふうに聞かれた場合と答えるのかと。
0:47:49	いったところの考え方をきちっと補足していただきたいというのが2点目の話ですよよろしいですかね。
0:48:00	はい小城野小針です。承知いたしました。
0:48:03	3点目の話として、
0:48:07	連携に分けるということについては、その妥当性の話があった上で、類型ごとに、まず火災対策の、
0:48:18	基本的な閉じ込めをきちっと後で、閉じ込め境界を防護できますよというためです、原則の考え方をきちっと示していただきたいんですね。それがまず妥当なのかどうかというのがまず1点の話としてあるわけです。
0:48:35	あわせて、原則だけはいかない例外っていうのがやっぱり当然あるわけですから、その例外については、原則と外れても、それでも原則と合わせて大丈夫ですと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:47	いう考え方をきちっとそれぞれ例外の場所ごとに示していただかないと、はっきり言って、
0:48:56	確認しても、その場所が本当に正しい火災対策をしているのかというのがわからないんです。今も、今日も図表とかの中でこのところ何とかだから大丈夫とか、ここは何とかだから大丈夫みたいなことを話し合いをされて全部、
0:49:13	例外なのでまず原則の話をきちっとした上で、個別の場所について例外の考え方があるんであればきちっとその場所をですね、平面図であるとか写真であるとかそういったものを組み合わせて例示していただいて、
0:49:27	そこで例外対策をとっても大丈夫というような説明の仕方をしていただきたいんですけどもよろしいですかね。
0:49:37	はい処理場のことです今いただいたところについても、承知いたしました資料の方にはしっかり見直しを図って、追記をしていきたいと思います。
0:49:46	はい。あととじ込み協会とかの考え方については、つい今日金曜日だから、水曜日か一昨日実施している東海再処理の、
0:49:57	中でもそういった話をきちっと議論してたりするんで、そうしたものも踏まえてですね。
0:50:02	なぜ閉じ込め境界で、どこで守ろうとしているのか、その場合の火災区域との関係どうなってるのかというのを、また組み合わせの考え方とかについてもですね。
0:50:14	合わせて示していただきたいというふうに、それを参考にしながらですね、きちっともう一度整理していただきたいと思いますよろしいですかね。
0:50:23	はいそれ以上のところでいろいろコメントすみませんありがとうございました。今いただいた部分東海再処理のですね、これも参考にさせていただいて、もう1回しっかりベースになる部分からですね、整理をかけさせていただいて、
0:50:37	改めてご説明させていただきたいと思います。はい。あとは今後作業していく上で、いろいろ組み合わせて対応するっていう話なんですけれども。
0:50:48	組み合わせて対応する時には、必ず時間の概念がかあるんですよ。例えば、今回の資料であれば影響軽減のところ、
0:51:00	何時間耐火みたいなどころがあるわけですけども、その対価の中で一番薄いところの時間例えば3時間耐火で追われていても、1ヶ所扉が1時間耐火であればですよ。そこは実際には1時間耐火でしかないわけですから。
0:51:16	1時間対カーできちっと閉じ込め境界が守られるために、あと、感知するとか消火するとか材料できちっと守り切れますとかですね。
0:51:26	そういったことを組み合わせながら説明するっていうのが基本的な組み合わせの考え方なので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:33	まず、ベースとなる一番最初の閉じ込め境界と火災区域でそこがどういう能力を持っているから、火災防護と、火災防護の考え方として、どのように対応できるのかで、
0:51:46	そこが足りないんであれば時間の考えを加味しながら、感知する消火するといったところを組み合わせるまたは材料系の話で、ここは火災、標準火災を、
0:51:57	与えられたとしてもきちっと回り切れますと、というようなですね議論をきちっと追加してそれで初めて組み合わせをしたという話になるんでそのつもりでいてください。そこまでまず大丈夫ですかね。
0:52:13	はい。処理場の小堀です。そちらも承知いたしました。はい。あこ屋外の話なんですけれども、屋外の話で、消防法とか建築基準法が使えるわけじゃないんですよね。もともと建物対象の方に、法令なんで。
0:52:29	だからそれが屋外だから使えませんっていう考え方っていうのは、その当たり前で、だからその代わりに何をしますかかって話でもそっから先屋外は全部例外の話だと思って、きちっと一つ一つですね、何を対応することによって、
0:52:45	消防法令や建築基準法令等同等の対策ができていいのかという説明が必要なんで、その点をですね間違いないようにしていただきたいんです。それもよろしいですか。
0:52:56	はい、承知いたしました。
0:52:59	はい。あとあと最後なんですけど、今日は三つ二重マル、マル三角って書いてあって三角のところが、
0:53:08	保安規定とかそれから運営対応で起工式本当するって書いてあるんですけど、この三角であるっていう以上は、どんな火災があったとしても、基本的には、
0:53:20	耐えられるんですよって設計書を変えられるんですよって話があってだからそっから先は運用でありますよって話でないと話の整合が合わないんで、その部分については、そういう説明をきちっとしていただきたいんです。よろしいですかね。
0:53:36	はい処理場の個別承知いたしましたちょっとこの三角の考え方も含めて、丸々ちょっと整理をし直すかもしれませんけども、いただいたコメントの趣旨は理解しました。
0:53:47	はい。そういうことで、とりあえず我々としてはその静的の、今のこういったところの話ってのはあくまでも材料を提示していただいているのであって、実際にはですね、各場所場所ごとにまたは連携でまとめたものごとにですね。
0:54:03	どういう能力があって、対火災防護に対する能力を保持してて、それが閉じ込め協会としてどうやって守り切れるのかというような説明でちょっと組み立て直していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:20	はい小城野ヨコボリです。コメントありがとうございます。またちょっと足りない資料でいろいろご確認いただいております。ありがとうございました。
0:54:27	今いただいたコメントを踏まえまして、の1度ですね、しっかり葛西道路について整理を図って、改めて資料を整えてご説明させていただきたいと思います。
0:54:42	規制庁はから他に何かございますか。
0:54:50	よろしければ、終わりの方。
0:54:56	よろしいですか。その点笠井町の高橋ですけどよろしいですか。お願いします。
0:55:01	ちょっと現時点でいただいている資料で確認なんですけども資料の14等、右下14ページで、
0:55:11	をお願いします。まず1点すごく細かいんですけども、感知器の話で消防法施行規則第23条第4項、
0:55:22	(1)と書かれているんですけども、ここを正しく言うと5号が抜けてると思うんですが、第23条第4項第1号を、
0:55:34	2(1)という、
0:55:37	ことでよろしいでしょうか。
0:55:40	はい庄子名越大変失礼いたしましたおっしゃる通り、ですのでこちらは整理の時にしっかり修正をしたいと思います。
0:55:50	はいわかりました火災室の高橋です。続いてなんですけども同じところで、感知器の機能に支障を及ぼす恐れのある場所とされています。高線量または高濃度の放射性物質を取り扱うためと、
0:56:05	具体的に感知器、ここで言う感知器っていうのは、あらゆる感知器煙とか熱とか方のすべての感知器、
0:56:16	浮いて見つけると、機能に支障が及ぼすということでよろしいのでしょうか。
0:56:26	処理場ヨコボリです。衛藤すいません。すべての感知器に対してのちょっと確認なんですけどもすべてできないところございますので、その中で確認したいと思います。
0:56:40	はい葛西町の高橋です。そうですね感知器の中にはその放射線の影響を受けないっていうものもあるので、
0:56:50	それらを付け入ることもできるのか、そもそも線量が高くて、つけても維持管理ができなくてつけないのかちょっとその辺、具体的に後で
0:57:00	説明いただければなと思います。
0:57:03	ちょっと協議いたしました。はい。続けていきます。
0:57:16	A葛西佐野タカハシ先生資料右下45ページお願いします。
0:57:35	この中で、屋内消火栓を半径25メートルライン右下の平面図に書かれているんですけども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:45	どう、
0:57:46	一部、
0:57:49	カバーされてない部分があるように見え、1回ですが、左上の1階の平面図の左上とか一部屋内線で、
0:57:59	カバーされてないように見えるんですが、
0:58:02	これは、
0:58:05	どういうふうな設計なんでしょうか。
0:58:14	はい藤処理場のヨコボリですけどもそれちょっとこの辺も全体的にちょっと見てですね、もう一度そういったところについて改めてどうあるかというのを考え、確認したいと思います。
0:58:28	はいよろしく願いいたします以上です。
0:58:35	やはり規制庁の中の、特に、
0:58:38	何かございますか。特に、
0:58:42	はい。
0:58:42	では続きまして、廃棄物管理施設の方への説明に移りたいと思います。移設本課の大塚です。私からもちょっと2点ほど質問させていただいてもよろしいでしょうか。
0:59:00	すみません。先ほどご過ごしもご指摘いただいた中で、時間の概念ということで、
0:59:10	対価性のものであれば何時間もつとかどういうふうに次状況が進展。
0:59:15	それから、持つんですって輸出説明を、
0:59:19	するようにということで、ご出席いただいたものかなと思いますが、そうしますと、
0:59:27	例えばその建屋、もしくはその部屋で起こる火災がどのようなものかというのもお示しなきゃならないものかなと思ったのですが、そういう理解でよろしかったでしょうか。例えば
0:59:41	爆発的な、次、火災なのかそれとも徐々にこう長々と続くような、
0:59:48	火災とかであればまたいろいろ考え方が異なるものかなと思ったんですが、進むまず1点ですので、いかがでしたらよろしいでしょうか。若井海脚室の齋藤です。火災のシナリオをもし考えるのであれば、
1:00:03	普通はですね、かさ、何も考えないんであれば、
1:00:08	いわゆるISO834の標準火災曲線を考えるというのが、一般の火災の考え方だと思います。そうでなくて、何かその場所で特有の火災の形状が、例えば、爆発する危険がある。
1:00:23	それから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:24	林区燃焼するような火災が、最悪の場合想定し得るというのであれば、そうした最悪のパターンを考えて、
1:00:34	当然火災防護対策っていうのはなされるべきものだというふうに考えますので、
1:00:40	火災のそのシナリオが一般的な火災でいいのか、最悪のパターンが一般的な火災するのか、それとも、その場所に応じた特徴のあるか、火災形態を考える必要があるのかについてはですね。
1:00:54	それぞれですね、その場所にも特性に応じたものをですね、ご説明をいただければと思います。よろしいですかね。
1:01:03	はい。伴国分節夫管理課の大塚です。やはり、李承知いたしました。
1:01:08	そうしますと、ちょっとこれが2点目の質問ではございますが、
1:01:15	ここでは各契約ごとに、管理してるものについても調整に書くようにということで、
1:01:23	このことをご指導いただいたものと理解しております。そうしますと、その際に爆発の形態ですとか、火災の特有のものについてまでか、触れようとしますと、
1:01:34	燃えそうなものですかそういった恐れがあるものの性状ですとか管理の方法等も詳細に書かなきゃいけないと思ったんですが、ここはちょっと当たり前かもしれませんがそこそういったところについて、
1:01:48	詳細に紙をささなきゃならないということでよろしいでしょうか。火災対策室の齋藤です。これはですね、要は限度があると思ってて、
1:01:58	我々としては審査会合の中で、きちっとその火災防護対策が適切なものであるかと、いうことをですね議論するために今のヒアリングをしていてその事実関係、そのための材料を、
1:02:12	きちっとまとめるようにということでヒアリングをさせていただいてるわけですので、
1:02:16	管理の仕方とかについて、火災防護対策上ですね、やっぱり審査会合とかで議論しておかなければいけないようなレベルまでですね、書いていただければそれ、もう、
1:02:29	結構で、それがですねヒアリングの中で、もうちょっと細かく書いてもらわないとわからないと言われたらですねそれはもうちょっと細かく書いてもらうというような感じになるのかなというふうに思ってます。
1:02:41	よろしいですかね。
1:02:44	はい。河口さん管理課の大塚です。はい、承知いたしました。
1:02:50	そういったところをご指名しなきゃならないということで、理解いたしましてありがとうございます。火災対策室の齋藤です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:00	そこについては、要は、置かれてるものに応じて話が違ってくると思うんで、燃えるものがほぼないとかいうんであれば管理のほうの仕方について、ほとんど説明する必要はないと思いますし、
1:03:14	可燃物がいっぱい置いてあるというようなところについてはそうだと、いう合うことこの赤城場合によっては説明をいただかなければいけないこともあるということなのでそれはもうその場所場所に応じて、
1:03:27	火災対策について必要な可燃物の、の管理状況とかについて説明してもらえば結構だということでご理解いただいてよろしいですかね。
1:03:35	すべてのところに事細かにというつもりはないです。
1:03:41	加工技術をいただきました。何もないところは当然そこまで、ないでしょうか久保か。お示しできるものはないと思いますが、すね。なんかさ、爆発ですから恐れがあるものでしょうかなんかにも関しては、
1:03:56	状況を示しなきゃならないということで、理解いたしました。ありがとうございます。あと最後にちょっと付け加えておきますけど、すべてを文字で書けと言うつもりはないんですね。例えば、
1:04:06	管理の状況とかについて、写真とかで明らかにわかるっていうんであれば、部屋の写真とかでここですこういう感じになってますというふうに示してもらえれば、それでわかるものについてはそういうことで、
1:04:19	比較的な情報でもわかればそれでもいいので、
1:04:22	とりあえず我々とはとにかく状況がわかる資料を欲しいということですので、その点でご理解いただければと思います。よろしいですかね。
1:04:33	コムシスの他にも本会からオオツカです。はい。承知いたしました所出身ですか、
1:04:41	状況を図るものでお示するというので理解いたしました。
1:04:46	はい。JAから他になり、現時点で確認しておきたいことございますか。
1:04:56	それでは特にないようですので、法案到来背景に施設の説明の方に、をお願いします。
1:05:06	はい。大洗廃棄物管理施設原子力カマイです。今処理場の方ですね、いただきましたコメントを踏まえますと、
1:05:20	今資料の方につきまして、ちょっとご説明するというのは、
1:05:26	また同じようなご指摘をいただくものかなあと、ちょっと考えております。
1:05:32	いただきました資料コメントを踏まえて、改めて資料についてはしっかり記載し、ご説明するところを、
1:05:42	したいと考えております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:44	ただ今、お時間いただいております。
1:05:48	中で廃棄物管理施設がどういう施設で、どういう施設構成になっているのか申請範囲等、
1:05:59	この資料をもちましてちょっとご説明したいというふうにもまず、概略概要をですね、ご説明したと。
1:06:07	考えておりますがよろしいでしょうか。
1:06:11	規制庁の赤田です。それでは、その方向でよろしく申し上げます。
1:06:20	はい。
1:06:22	例えばこれ、
1:06:24	管理施設で準備いたしました資料を共有いたします。
1:06:29	まずう、ページはですね 44 ページに一旦飛ばさせていただきます。
1:06:37	こちらにですね小原廃棄物管理施設の平面図がございます、
1:06:44	こちらで全体のイメージをですねまずご紹介したいと考えております。
1:06:49	今凡例にはですね市のマーク等がございますがこれは一旦ちょっと置いときまして、各施設の建屋の平面を、
1:07:03	下から見た写真、絵でございます。各施設がですね、点在する形で全部で 18 施設で構成されていると。
1:07:18	というのが廃棄物管理施設でございます。
1:07:22	特にこの配置図の左側でございますのが、一番左上から α 固体貯蔵施設。
1:07:31	固体集積保管場に、固体集積保管場 3、固体集積保管場 4 という、資格資格が四つございますが、ここが、
1:07:43	廃棄物を保管管理しているものでございます。
1:07:48	主にはドラム缶と、
1:07:50	200 リッタードラム缶パッケージというものを保管している建屋でございます。
1:07:56	右側に建物を市郡がございますが、こちらにもですね廃棄物を受入れる施設、それから処理する施設と、
1:08:09	ということで個別の施設がから成立しております。
1:08:15	一番右上の方からですね、 β γ 固体処理棟という建物がございまして、そこから南の方に下りまして固体処理棟 1、
1:08:30	1 以下この項等を建物からできてございます。
1:08:35	大きくは液体を処理する施設、それから、固体の廃棄物のうち、 α 放射性物質を含むものを取り扱う施設。
1:08:49	これは施設の名称に α 一次格納港ですとか、 α 固体処理等といった形で、名称に α がついているものでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:00	一方、 β γ 固体小イトウにといったような、 β γ という名称がついてるものについては固体処理のうち、ALPHAとは別に β γ を処理するものでございます。
1:09:15	液体を処理する建屋 α を、
1:09:20	α の固体廃棄物を処理する建屋、 β γ お答えし、おこたえし廃棄物を処理する建屋と、大きく3グループに分かれるものでございます。
1:09:31	このような施設群からなっております。
1:09:41	少しページを戻りまして30ページに移らせていただきます。
1:09:56	30ページ。
1:09:58	です。こちらは廃棄物管理施設の自動火災報知設備の系統図ではございますが、廃棄物管理施設今申し上げた、18施設の各施設でございますね。
1:10:13	拠出となっております。中央に大きな四角がございます。管理機械棟という建物をがでございます。
1:10:22	この管理機械棟という建物と、その他の今の18施設の建屋の関係性を示してるものでございまして、
1:10:34	各施設はですね液体を処理する施設、答えのうち α 答えのうち β がもう処理する施設。
1:10:43	それぞれ独立して、施設としてはございますけども、計測制御という観点でこの管理機械棟というところで集中的に信号を複合火災受信機というところで受けまして、監視していると。
1:11:00	いうものでございます。この管理課イトウというところに、主に教室がありまして人を集めていると、いうものでございます。
1:11:09	ここから右手側にですね、線が延びて警備書記頼んというところがございますが、これは、
1:11:20	今の廃棄物管理施設とは別の縦は別の管理施設とは別のものをでございまして、
1:11:27	24時間、人を集めてます警備所に繋がっているなどでございます。
1:11:33	この大きな四角、管理課イトウの上にですね、左上固体廃棄物減容処理施設へまっすぐ線が出ておりましてKBCの南本でございまして、
1:11:46	ここは今回の申請範囲ではございませんが、廃棄物管理施設の一つでございますので系統図としてはご紹介のため載せているものでございます。
1:11:59	また左上の固体廃棄物減容処理施設の下にですね。
1:12:05	結城配置格納庫というものが破線で表現されてございますが、これは現時点ではですね、
1:12:15	廃棄物管理施設の一つとして建物としてございまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:22	今年度許可変更変更許可を行いましてこの施設については、
1:12:27	紙を提出するというものでございます。それを破線でですね表現させていただいてるものでございます。
1:12:35	このように先ほど 18 節平面図でご紹介しましたがそれぞれにアーバン警報連絡盤等があつて、独立して施設構成があるわけですけども、大きくは下、
1:12:51	ゾーン、管理課衛藤にて監視しているというものでございます。
1:12:58	続きまして、またちょっとページを戻らせていただきまして 14 ページでございます。
1:13:07	ここは今申し上げた 18 節が左側に施設としてございまして、それぞれ名称がございまして廃液処理棟、これは液体を処理する施設でございますが、
1:13:21	それがこの施設とですね、その中に施設の中に有します火災防護対象設備が何なのかというところを一覧な一覧の表にしてるものでございます。今後ですね、
1:13:36	施設の概要についてはもう少し詳細に、どの施設に守るべきものが
1:13:43	どこにどれだけあるのかと。
1:13:47	それからインベントリーの関係も含めてですね。
1:13:51	ご説明したいと思いますが、まずは、このような施設の中に、それぞれ防護対象設備として考えているものがあるというものでございます。
1:14:07	はい廃棄物管理施設の全体のイメージということで、今回ご説明させていただきました。
1:14:17	先ほどいただきましたコメントの通りですね。
1:14:22	守るべきものと、特に、火災防護対象となるバウンダリー境界のところ、それらを守る、原則というところを示しまして、例外の場所。
1:14:40	これについてもしっかり説明していきたいと考えております。
1:14:44	大原の方からですね今回、この資料をもちましてちょっと廃棄物管理施設の概要をちょっとご説明させて、代わりとさせていただきたいと思っております。
1:14:56	説明は以上でございます。
1:14:59	今後説明ありがとうございます。規制庁側から確認しておきたい。そうですね。スケート家財対策室タナベです。ご説明ありがとうございます。今いただいた中で、10 日報の受信機についてちょっと質問したいんですけど。
1:15:14	管理機械等で、廃棄物管理施設、18 施設の
1:15:23	確保の状況を、一括、集中監視をしていると聞いたんですが、この集中監視性のこの、
1:15:32	廃棄物管理施設だけってということでよろしいのでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:45	新居の現職ショウジです。はい。ご質問ですがこの今、図を表示しておりますが、これあくまでも管理施設のみということになりますので管理施設の、
1:15:58	角田ティアについてはこの管理機械棟の複合火災受信機で監視しているということになります。笠井坂下です。わかりました。そうすると、管理機械棟には 20 日間人が行って、それ以外の建屋には、人がいたりなかったりという、そういう
1:16:18	状況ということでしょうか。
1:16:24	原則ショウジです。はい。現状ですねそういうことではなくて、廃棄物管理施設自体には 24 時間人はおりません。いわゆる勤務時間のみのいいいます。
1:16:36	長中しております、夜間についてはですね、先ほど言いました右に線が延びてます。
1:16:45	警備警備所ということで北門と書いてありますが、ここは 24 時間、
1:16:50	人がいますので、いや、夜間休日等ですね、警報が出れば、警備所のところで監視できてそこから、我々の方の
1:17:01	に連絡が来ると、そこで対応するという形になっております。
1:17:06	加瀬対策室の田辺です。そうすると、管理機械等にも、
1:17:11	管理機械等にも日中しか人がいないというそういうことでしょうか。
1:17:20	一部不祥事ですはい。日中とか勤務時間は当然、そこにしかいないということになります。なるほど。わかりました。はい。ありがとうございます。
1:17:35	何か質問ありますか。
1:17:41	じゃないです。わかりました。じゃあ火災対策室の齋藤から、ちょっと。
1:17:47	今日の説明の範囲で、ちょっと各確認をしたいんですけども。
1:17:53	40、先ほど 44 ページの施設説明してその次に 45 ページっていうのがあって、
1:18:01	45 ページ消火体制の話があってどうせ組み合わせるって話なんですか体制の話、多分、
1:18:10	関わってくると思うんで、この部分で、今のうちに確認しておこうと思うんですけども。
1:18:16	自援しここの大洗の地区には、自衛消防隊が原価県とかと同じようにいるはずなんです。譲与時に私も確か 1 回確認させていただいたつもりなんですけども。
1:18:29	自衛消防隊でこの敷地のところで、どこにいるのかちょっと教えてもらってもいいですか。
1:19:04	すいませんちょっと確認しております少しだけお待ちください。
1:19:13	原子力機構ショウジです。すみません質問については、この体制上の話か、実際にその敷地の場所かっていうところだとどちらでしょうか。どっちかという敷地の場所です。いや何でそれを聞かかっていうと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:27	さっきの 30 ページの系統図の中で、要は自衛消防隊のいる場所等、警備所の関係について、もう一つ聞こうと思ってたんで。
1:19:39	まず先に自衛消防隊の位置を場所的に確認したいってそれだけなんですけどね。
1:19:50	はい。原子力のショウジです。はい。智恵消防隊、大洗の自衛消防隊についてはですね、まずこの場所はちょっと全体図がないので申し訳ありませんが、ここで言うのですね。
1:20:02	警備所の中の南門の近くということなり、というかですね、近傍になります。はい。火災対策室の齋藤です。要は
1:20:14	私も南野のところに車があるのを見た覚えがあって、人が常時いるのは北本なんです。今回、管理機械等から、情報がおんなじように異方されて、
1:20:30	同じような情報が見れる場所っていうのは警備書記たもんなんですよね。できたもんで、各地したやつを、南の近くにいう自衛消防隊にどのように伝えるのかなあとこののをですね、とりあえず今どのようになっているのかを教えてくださいませんか。
1:20:54	えっと原子力ショウジです。はい。お笑いの管理施設についてはですね、
1:21:01	そもそも管理会等ですね、の信号については、常時、人が当然監視してます警備所北門のところに行って、監視できるということになっております。
1:21:12	北門で出た信号等についてはですね、北門から南門に連絡が行くと。
1:21:19	いうことになっておりまして、そこから消防隊連絡が行って出動するという形になっております。
1:21:27	すいません。火災対策室の齋藤ですけども、その時には自衛消防隊に至るまでに南門の警備所を通して自衛消防隊に行くってということで、
1:21:41	その際には多分、火災感知器が発報したことと、多分位置情報について、多分伝えられることになると思うんですけど、この位置情報を伝えて、南門の
1:21:55	南の近くの自衛消防隊の部隊に伝わるのってどれぐらいの時間を大体見込んでるかっていうのは、
1:22:03	わかりますかね。
1:22:05	設計上の考え方として、
1:22:16	はい、原子力不祥事です。はい。その辺の考え方はですね我々施設数ではなくてですね消防隊を管轄している部署がございますので、
1:22:27	まずそこをそこで確認させていただいて回答させていただきたいと思います。はい。火災対策室の齋藤です。評価方法の中で、今回
1:22:39	一部の図面の中でですね、整理は当然していただくんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:45	屋内消火栓とか屋外消火栓とか使うっていう話になってるんでそれが、一番最悪のパターンでいくと自衛消防隊の人が使うって話になっているんで。
1:22:55	それが使い始めて消化し始める時間でどれくらいなのかなってところをですね、とりあえず念頭に置いて話を聞かないといけないので、このぐらいの、この場所についてもですね、この場所についてですね。
1:23:09	どれぐらいの時間間隔になっているのかというのをですねまた改めて資料を整理してですね、教えていただければと思います。よろしいですかね。
1:23:21	はい。原子力シヨウジです。はい。よく承知いたしました。それですね、不確認し状況たい時間等を確認してご説明させていただきたいと思います。
1:23:33	あとは先ほど原価県にお話したと同じですので、私からは以上です。はい。
1:23:41	規制庁、
1:23:42	ほかに何かわかりますか。
1:23:46	規制庁の伊藤ですけども、説明の中の 30 ページですかね。
1:23:53	赤瀬のところで、申請対象設備というふうにあったんですけど、意図の確認だけなんですけれども、今回の申請の中で、その火災対策全体について、申請書として説明を。
1:24:07	されるということであって、この赤線は特に今回、現時点で工事が括弧考えているところっていう人だという理解でいいですか。
1:24:20	はい厳守方以外です。はい。ご指摘の通りでして、第 11 条の基準適合という観点で、全体の火災防護に関するご説明を水、行う予定でございます。
1:24:36	規制庁伊東です。承知いたしました。
1:24:48	では尾張さん、何か確認しておきたい点もございますか。
1:24:57	小原です。こちら特にございません。
1:25:03	了解いたしました。その他、全体を通して何か今のうちに確認をしておきたい点あれば、処理場さんからでも結構ですので、
1:25:14	何かありましたらよろしくお願いします。
1:25:23	大儀た現象上ですけども処理場からは特にございません。いただいたコメントを踏まえて、東海再処理の方も参考にしながらですね、適切に資料の方を見直していきたいと思います。
1:25:38	はい。赤穂本部さんは特に大丈夫でしょうか。
1:25:44	あ、ファントムの喜納です。はい。特にございません。
1:25:48	はい、ありがとうございます。それでは本日のヒアリングは振り向け終了したいと思います。ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。